

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫の揚重設備の設置等）及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の火災感知の確実性向上に係る面談
2. 日時：令和5年8月30日（水）10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、山下安全審査専門職、椎名係長
植木技術参与（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当11名（うち6名テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、資料に基づき、現状の大型廃棄物保管庫建屋の橋形クレーンの耐震性の計算方法及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟火災感知の確実性の向上について、説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について主に以下のコメントを伝えた。
（大型廃棄物保管庫）
 - 車輪部のすべりを考慮した地震荷重の算定について、摩擦係数を考慮した加速度による静的解析でなく、摩擦係数を乗じた質量を用いた解析モデルによるスペクトルモーダル解析を採用した理由を示すこと。
 - 解析・評価ケースについて、吊り荷ありの場合のみを実施する理由を固有周期の観点を含め説明すること。
 - 水平2方向及び鉛直方向地震荷重の組合せ法としてSRSS法を適用することについて、走行方向は車輪部のすべりの考慮により最大荷重の発生時間が長くなることを踏まえても、適用できる根拠を説明すること。
 - 吊り荷に作用する衝撃荷重の計算方法について、吊り荷の最大速度 V_1 及びトロリの最大速度 V_2 の算出過程で用いられている機械工学便覧の算出式の適用性を示すこと。
（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の火災報知設備）
 - 貯蔵庫内に新たに火災感知器を設置する旨を実施計画に反映する場合には、実施計画の変更申請の手続きを進めるとともに、当該申請の際には、現行の火災感知手段との比較、追設する火災感知器の種類、個数及び設置場所の平面図等を示すこと。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 大型廃棄物保管庫橋形クレーンの耐震性についての計算書（案）
- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の火災感知の確実性向上について

以上